

＜経済環境適応資金 再生資金【再生】＞

(1) 資金名・略称	再生資金【再生】	
	(通常型) 略称「環再サ」	(経営改善・再生支援強化型) 略称「環再経再」
(2) 融資対象※1	事業再生計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う産競法第2条第22項に規定する中小企業者	資材高騰や物価高、人手不足等の影響により業況が悪化する中、事業再生計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う産競法第2条第23項に規定する中小企業者
(3) 資金用途※1	事業再生計画の実施に必要な事業資金	
(4) 融資限度額	2億8,000万円	
(5) 融資期間・利率	1年超10年以内 年1.7%	
	10年超13年以内 年1.8%	
	13年超15年以内 年1.9%	
(6) 金利区分	特別金利2	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済	据置3年以内の分割返済
(9) 保証制度	事業再生計画実施関連保証【別枠保証】	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象 ただし、責任共有対象外の既往借入金等を残額の範囲内で借換する場合は対象外	
(11) 必要書類	事業再生計画※2	① 事業再生計画※2 （経営者保証免除対応を適用する場合） ② 経営者保証免除対応確認書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	
(13) 連帯保証	経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない	
(14) その他	取扱期間については国の事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱の定めのとおりとする	

※1 融資対象及び資金用途で規定する計画は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (2) 産競法第134条に規定する認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (3) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置されている株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置されている株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- (8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第15号）に基づく調停における調査（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- (9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- (11) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- (12) 経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の

計画

※2 事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 債権者間の合意がとれていること。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。

※3 本制度は、国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証及び事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を適用するため、国の保証制度要綱等に基づき、融資を実行した金融機関は、計画の実行状況の管理等を行うこと。